

ソーシャルワーク実践における価値のジレンマを巡る課題(1)

—— ソーシャルワーク実践における価値論の変遷から ——

田 中 尚

Dilemmas of Values in Social Work Practice (1)

Hisashi TANAKA

In this paper, I would like to review some of the philosophical foundations of ethical principles. I will focus on three perspectives and values on social work practice, These are; (a) the practical values and respect for individuals as rationale and self-determining human beings (Kantian approach), (b) practical values and principles as part of a welfare bureaucracy with a social control and resource-rationing function (Utilitarian Values), and (c) moral thinking encompassing anti-oppressive approach as against practice (Radical approach). As such my objective is to provide the framework on dilemmas of values to explore social work practice through discussing the three perspectives:

1. 問題提起

社会福祉基礎構造改革の基本理念の中には、ソーシャルワーク実践(社会福祉実践)に深く関わる基本的価値が数多く盛り込まれている。その中間報告¹⁾の「改革の理念」をみると、Table 1のとおり、そこでは大きく三つの理念を掲げ、それらを具体的に実現していくための「七つの基本的方向性」を上げている。ここで示されている理念および方向性の中味は、社会福祉基礎構造改革のなかで新たに示されたオリジナルな内容はほとんど見られず、そこでの基本的考えは1980年代の臨調・行革路線による日本型福祉論の流れを汲み、1989年の福祉関係三審議会合同企画分科会において取りまとめられた「今後の社会福祉のあり方について」の意見具申以降の様々な改革の流れに沿ったものである。しかし、これまでの路線に沿ったものであるにもかかわらず、社会福祉関係者が社会福祉基礎構造改革に寄せる期待は大きく、何よりも社会福祉事業の枠組を約50年にわたり支えてきた、社会福祉事業法の抜本

的な改正を行い、これまでにない社会福祉のありようを追求しようとしているところに、今回の改革の意義があると見られている。

改革の理念からソーシャルワーク実践の価値にかかわる問題を整理してみると、まず第一に、われわれ「国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本」とし、「自らの努力だけでは自立した生活が維持できない」場合に、「社会連帯の考え方に立った支援」としての社会福祉をうたっている。ここでは、明らかに自らの生活に対する「自己責任」、個人の努力を超えた問題への対処としての「社会連帯の考えに立った支援」という人間観、社会観を明示している。このような国民の自立的人間像を前提とした「自己責任」と「社会連帯に立った支援」という考えは、戦後50年以上にわたり、わが国の社会福祉施策の基底に少なからずあったと考えられる社会福祉の「公的責任」の理念から大きく転換するものである。中間報告の中の、改革理念の冒頭にあるような「成熟した社会」と、またそのような社会にあつての国民の「自立的人間像」を

前提とするところに、国民の合意がどの程度なされているか大きな疑問を残すところである。しかし、少なくともこの十数年の社会福祉改革の基底には、このような自由主義的人間観を基にして、いかに社会的公正と正義を実現するかということにあったのは明らかである。社会福祉基礎構造改革の理念に基づく社会福祉実現のための、七つの基本的方向性のなかには、明確に自由主義的人間観と社会的公正と正義の実現を目指すことが示されている。しかし、本来、自由主義的思潮と社会的公正と正義の思潮とは緊張関係にあり、葛藤が生じることは言うまでもない。むしろその緊張と葛藤、あるいはそこでの矛盾をいかに調整し、克服していくプログラムなり、体験の共有化を積み上げていくかが実際の課題としてわれわれに求められていると言える。この課題は、長くソーシャルワーク実践の理論化の中でも繰り返し提唱されてきた課題ではあるが、今回の社会福祉基礎構造改革のなかでの議論ではあまり明確にされているとは思えない。そこで本研究ノートでは、ソーシャルワーク実践を特徴づけるものとして、伝統的に提唱されてきたソーシャルワークの価値、そしてそれを実践に展開するうえでの倫理原則について、その哲学的基盤を明らかにすることから、社会福祉基礎構造改革を始めとする今日の政策とソーシャルワーク実践の課題について素描して行くこととする。

Table 1. 社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)
平成10年6月17日 中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会

<p>II 改革の理念</p> <p>○成熟した社会においては、国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本となるが、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合がある。</p> <p>○これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるように自立を支援することにある。</p> <p>○社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのは全ての国民であるということができる。</p>

- このような理念に基づく社会福祉を実現するためには、国及び地方公共団体に社会福祉を増進する責務があることを前提にしつつ、次のような基本的方向に沿った改革を進める必要がある。
- ①対等な関係の確立
 - ②地域での総合的な支援
 - ③多様な主体の参入促進
 - ④質と効率性の向上
 - ⑤透明性の確保
 - ⑥公平かつ公正な負担
 - ⑦福祉の文化の創造

2. 利用者との援助関係における価値原則

近年まで、ソーシャルワークの価値と倫理に関する著作の多くは、ソーシャルワーカーが、一人の利用者に対してどのように対応するか、あるいは向き合っていくのかに関する原則に焦点が当てられてきた。その代表的なものとしてBiestekがThe Casework Relationship (1961)²⁾のなかで提唱している「七つの原則」が有名である。そこではクライアント(利用者)との間にどのようにケースワークによる援助関係を創り、それを展開しながら援助実践を行っていくかを示している。これは、わが国だけでなく、欧米においても非常に大きな影響力をもって、ソーシャルワーク実践の価値原則と評価されている。しかし、Banksが指摘するように、Biestekは本来、倫理的な原理として「七つの原則」を提唱したのではなく、効果的な援助実践の主要な要素としてそれらを位置づけている³⁾。また、当時カトリックの聖職者としてのBiestekがケースワーク実践を行っていた「場」、それは当時のアメリカにおけるケースワーク実践が主に展開されていた「場」と共通するのであるが、そこでの「一対一のクライアントとの関係性」、相談を求めて自発的に来所する「クライアントの自発性」に規定された原則であることは言うまでもない。

また、副田(1996)が指摘するように⁴⁾、Biestekのケースワーク関係における「七つの原則」は、ケースワーク実践のための基本的命題を導いたり、根本的な規則を表わすものではなく、ワーカーのとるべき態度及び倫理と、ケースワーク実践を効果的におこなうための技法を示したものだと思えるのが妥当である。Biestek自身も、「七つの原則」を導き出した源泉を、ケースワーク援助を必要とするクライアントが共通し

持っている基本的な情緒とニードに求めたとしている。そして、それが次のような、七つの基本的な人間の欲求であるとしている⁵⁾。

1. 事例や型、あるいは範疇としてよりも、個人として取り扱われたいという欲求
2. 否定的および肯定的感情の、そのどちらも表出したい欲求。これらの感情は、恐怖、不安、憤慨、憎悪、不正などについてのものか、あるいはこれらの反対のものについての感情であるかもしれない
3. 要保護の状態や弱点や欠点、あるいは失敗があるにもかかわらず、価値ある人として、生まれながら尊厳をもった人として受け入れられたいという欲求
4. 表出された感情に対する共感的理解と対応を求める欲求
5. クライアントのおちいっている困難を審判も非難もされたくないという欲求
6. 自分自身の生活に関して自分自身で選択したり、自己決定をしたいという欲求、クライアントは無理に押しつけられたり、すなわち「支配されたり」また何をなすべきかを告げられたりしたくない、人は援助されたいのであって、命令されたいのではない
7. 自分自身についての秘密の情報を、できるかぎり秘密にしておきたいという欲求。クライアントは隣人や世間一般に自分の問題を知られたくない。人は自分の評判と自分が相談機関等から受ける援助とを交換したくないと思っている

以上のように、Biestekのケースワークの原則は、援助実践のための絶対的な倫理原則ではなく、援助実践を効果的に行っていくための要素であるとしても、ソーシャルワーク実践の価値的側面に大きな影響を持ってきたのは事実である。そこで、Table 2 にそれらを要約しておく。

Table 2. ケースワークの原則 Biestek, F.

1. 個別化 (Individualisation) とは、一人ひとりの利用者の独特な特性を認識することである。それは一般的な人間としてではなく、唯一のその人ならではの人間として対応される、人間としての権利に根ざしたものである。
2. 目的的な (意図的な) 感情の表現 (Purposeful expres-

sion of feelings) とは、利用者が自分自身の感情を表現しようとするニーズを持っていると認識することである。(それは特に否定的な感情を自由に表現するニーズである。) ケースワーカーは非難や禁止をすることをせず、目的的に耳を傾け、治療的に役立つ時には、感情を表現することを励ますことである。

3. 統制された情緒的関与 (Controlled emotional involvement) とは、利用者の感情とそれらのもつ意味に対してケースワーカーが感受性豊かに受けとめ、そしてその感情と意味に対して意図的、目的的に、しかも適切に応えることである。
4. 受容 (Acceptance) とは、ケースワーカーが利用者のありのままを理解し、かかわろうとすることであり、そこには利用者の強さと弱さ、理解可能な性質のものとは可能でない性質のものが含まれ、利用者の尊厳と価値を大切にすることである。
5. 非審判的態度 (Non-judgements attitude) とは、有罪または無罪、あるいは問題の原因について利用者の責任の程度を斟酌することがケースワークの機能ではないということである。しかし、評価的な判断は、利用者の態度、行為に関してなされる。(つまり、ケースワーカーは利用者自身を判断するのではなく、利用者の行為・態度を判断する。)
6. 利用者の自己決定 (User self-determination) とは、ケースワーク過程において利用者自身が選択と決定をする権利とそれに対するニーズを尊重することである。ケースワーカーは、ニードと援助が利用者の自己志向に向けての潜在的な力を活性化するということを尊重する義務を持っている。しかしながら、バイスティックは、自己決定への利用者の権利が市民法や道德律によって、また相談機関等の機能によって、利用者の自己決定の権利が制限されることも強調している。
7. 秘密保持 (Confidentiality) とは、専門的援助関係において明らかにされた利用者に関する情報の秘密を守ることである。Biestekは秘密保持を利用者の基本的権利に根ざしたものであるとして、また効果的なケースワークサービスにとって重要であるばかりでなく、ケースワーカーにとっての倫理的義務として著している。しかし、利用者の権利は絶対的なものではなく、より高い自己への義務によって、他者、ケースワーカー、相談援助機関あるいは地域によって制限される場合もありうる場合もある。

1960年代から70年代において、Biestekの原則を取り入れ、多くの理論家がソーシャルワーク関係における原則の修正を行っている。Table 3 は、その主な著者の鍵となる原則について、Banksによってまとめられたものである⁶⁾。ここで注目すべきことは、ここに上げられたすべての著者が共通しているテーマが「自己決定」の原則であるということ。そして、Biestekは直接的には触れなかったが、その後の著者の多くが「人

Table 3. ソーシャルワーク関係における原則

バイスティックの原則	原則の取り入れと修正の例					
	ハイス ティック (1961)	モフェット (1968)	プラント (1970)	CCETSW (1976)	ブトリウム (1976)	ラッグ (1977)
個別化	*	*	*	*	*	*
意図的感情表現	*	*			*	*
統制された情緒的関与	*				*	
受容	*	*	*	*	*	
非審判的関与	*				*	
自己決定	*	*	*	*	*	*
秘密保持	*	*		*	*	
人として尊敬すること			*	*	*	*

としての尊敬 (respect for person)」というテーマを、Biestekの原則を修正する形で取り上げていることである。そして、Banksはこれらの原則のすべにわたって共通している鍵となるテーマが、「自己決定する存在としての個人への尊敬 (respect for the individual person as a self-determining being)」という点にある指摘している⁷⁾。つまり、ここで言う「人とは (person)、理性的に判断し、自己決定可能な存在としての人」であり、さらに理性的とは、自らの行動に説明ができ、責任をもつ能力であると理解できる。そして、そのような「人」が「自身の欲求と選択により、決定する能力」をもって行動し、「そのような行動ができる人として尊重される」と解釈される。したがって、そこには「目的を持つあるいは欲求と選択を持つ人」として、他者 (相手) に対応すべきであり、他者を決して対象化した者として見たり、自分自身の目的への手段として見てはならないという、カント哲学のテーゼが胚胎していると解釈されている。

3. 自己決定の矛盾とパターナリズム (父権主義)

しかし、1970年代後半から80年代において、ソーシャルワークの価値と倫理についての論点は、ソーシャルワーカーと利用者との関係にのみに焦点をあてることが現実的に困難となってきた。その背景の第一は、1960年代に優勢であったソーシャルワーク実践の医療モデルへの批判と、新たにシステム論をベースにした実践理論と実践アプローチが発展し、Biestekが提起したような、ソーシャルワーク実践での利用者との関係性における一対一の枠組では捉え切れない状況へと、ソーシャルワーク実践理論の認識が大きく転換したことにある。たとえば、システム論を取り入れた Pincus, and Minahan, (1973) の実践モデル⁸⁾では、利

用者を利用者自身を取り巻く関係者を含めたシステムとして捉えた援助実践モデルを提唱している。利用者を一人の個人としてのみに限定して捉えるのではなく、利用者の関係者を含む状況全体として把握するようになったことは、Richmondの実践理論以来、ソーシャルワークが本来的に持っていた「ソーシャル (社会的なるもの) な側面」の復権とも言える一方、そのことによって、それまで潜在化させていたソーシャルワークの価値のジレンマが、避けられないものとして実践者に現れるようになった。

もともと、Biestekの原則は、幅広い一般的な原則として多様に解釈することができ、著者によって同じ用語を用いても混乱が見られるということがあった。なかでも、ソーシャルワーク実践における「自己決定」の意味付け、あるいは実際の援助実践における位置づけにおいて、当初から多様な解釈がなされていた。元来、西欧社会にあって、「自己決定」は18世紀の啓蒙主義時代の精神を体現し、人間のもっとも重要な能力としての理性の力、自身の行為を決定する能力とするものである。そして、伝統的にこの「自己決定」はソーシャルワークの価値体系の主要な価値と見なされてきた (Table 3にあるように、多くの著者が共通して重要な価値として取り上げられていることでも明らかである)。

しかし、利用者の「自己決定」を最大限に尊重し、創造的、生産的な援助実践を展開することによって、利用者の福祉や自己実現が達成されるという、人間の自由に関する民主主義的理念が実際のソーシャルワーク実践に統合するには多くの困難がある。

その理由としてまず第一に、ソーシャルワーク実践そのものが自由主義、民主主義社会のなかでの位置づけにあるところにある。ソーシャルワークは、歴史的にも、慈善、博愛、福祉といった様々な呼ばれ方をされる中で、その意味されてきたことや活動が、社会的に不利な弱い立場の人々を保護したり、あるいは社会改良を行うものとして位置づけられてきた一方、それと同時に社会を統制したり、自由主義社会の矛盾を現実認めた上で、それを維持するという機能を果たしてきた (ソーシャルワーク機能の二面性)⁹⁾。

また、そもそも人間は欲望のままに何もかもすべてを決定してよいものではなく、様々な制約のなかで社会的世界の一員として自覚を持ち、そのなかでの意思決定であるからこそ、「自己決定」は相対的に高い道

徳的価値と見なされる。問題は、ソーシャルワーク実践のなかでの利用者の「自己決定」における、ソーシャルワーカーの位置である。ソーシャルワーカーと利用者との関係は、構造的にパワーインバランスな関係にある¹⁰⁾。ソーシャルワーカーは専門的な知識や技能ばかりでなく、利用者の福祉とその実現のためのサービスの権限を持つ場合が、ソーシャルワーカーの所属する組織・機関によってはありうる。そして、利用者はその組織・機関のサービスや、ソーシャルワーカーの知識、技能を求めて来談する。このような構造的なインバランスのなかでのソーシャルワーカーと利用者との相互作用関係においては、ソーシャルワーカーが専門的な知識や技能を背景に、利用者の真の関心や利益が何であるかを提案、忠告という形で提供し、利用者の意思、バイステックの原則に見られる傾向に反して、利用者の関心を誘導して行くことが正当化される(パターンリズム)。さらに、利用者が自己決定をする能力に何らかの障害があったり、法的にその能力に対して制限を加えられている場合には、なおさらソーシャルワーカーのパターンリスティックなかわりが、ソーシャルワーカーの側に十分な意識化がなされないまま行われる傾向があるからである(ワーカー-利用者関係のインバランスとパターンリズム)。

4. 消極的自由と積極的自由

利用者の自己決定の最大限の尊重という価値(カント主義)と、ソーシャルワーカーによる利用者の福祉・利益の追求という価値(パターンリズム)との間には、必然的に葛藤やジレンマが生じる。これは、個人に対して社会や国家がどこまで介入できるのかという、政治的・哲学的論議にもかかわる。政府や社会が個人の生活に干渉することができるのは、個人の行為が他の個人に危害を与える限りにおいてであるというのが(他者危害の原則)、自由主義社会の原則である。これは、干渉からの自由、制約からの自由という形をとる、「〇〇からの自由」、つまり、ある状況ないし行為による制約からの自由ということで、消極的自由である。これはカント主義的な倫理観に立つ自己決定を支える自由の考え方であると言える。

一方、積極的自由の考え方がある。それは個人の利益や善の達成のためには個人の生活に国や社会が介入することが望ましい、むしろ国や社会が積極的に介入することが個人の利益や善につながるとする自由論で

ある。個人の利益や善の達成のために様々な福祉制度・施策を打ち出したり、社会資源の充実を図ることによって、「自己決定の選択の幅を充実させ、それによって個人の選択の自由が広がる」という意味での積極的自由論である。従って、決して国や社会の介入によって個人の自由が制約されることを指してはいない。副田が指摘するように¹¹⁾、ソーシャルワーク実践は、積極的自由論の立場に立って、その行為を正当化し、個人の福祉と社会の福祉を最大化するような試みとしてその存在を意義づけてきた。

その点では、積極的自由の考えはパターンリズムとすることができるが、ここで重要なことは「優位な立場にあるものが安易な恩恵や施しによって干渉するようなパターンリズムではなく(戦前の慈恵的・恩恵的な関与の仕方ではなく)、専門的知識と技術によって個々人の利益や善につながるように介入するパターンリズム」である点である。

しかし、パターンリズムは結果としての個人の利益や善を目指すものであるとは言え、その過程においては個人の自律性を阻害するという側面を伴い、社会福祉基礎構造改革の必要性の背景として、戦後の社会福祉施策のパターンリズム的弊害をあげる声もある¹²⁾。したがって、ソーシャルワーク実践においてパターンリズムの弊害をいかに最小限にとどめ、その正当化を保障するかが重要視されてきた。Abramson,¹³⁾は、パターンリズムが正当化される理由として、①クライアント(利用者)が子どもの場合:自由主義の原則においては、子ども(=未成年者)と成人とは、自己決定の権利上の厳格な区別が前提とされるために、子どもの自己決定においてはパターンリズムが正当化される。②クライアント(利用者)が自己決定の結果を理解するだけの十分な理性的能力を持っていない場合:この場合は、重度の知的障害を持っていたり、重篤な痴呆により、十分に理性的な決定が困難な場合である。③クライアント(利用者)が自殺企図者であるような、決してその行為の結果を取り消すことができない場合:このことは死という取り返しのない結果をもたらす行為には、事前のパターンリズムが正当化されるということである。④そして、一時的な自由の干渉または制約が将来の積極的な自由や自律を保障する場合:つまり、一時的な自由の制約をきたすことがあっても、長い目で見ると積極的な自由と個人の自律が高められると判断されれば、パターンリズムは正当化されると

いうものである。

この④の場合には大きな疑問が残される。一時的な自由の制約と、将来の積極的自由と自律性の保障とを、どの時点で、どのような基準で判断できるのであろうかという疑問である。また、「長い目で見るとした」場合の長い目の長さを、何十年もの単位で見るとか、数ヶ月の単位でみるのかによって判断は変わりうるということが推測され、その実践上の曖昧さや困難が生じる。いずれにしろ、パターンリズム、積極的自由の立場は、ソーシャルワーク実践の存在を意義づけるものであるが、その弊害をもたらすところからの実践上のジレンマを避けることは難しい。最終的な結果として、利用者の自己決定を優先し、利用者の自律的行為を保障するか、ソーシャルワーカーら専門家の知識・技術をベースにした利用者の利益や善を優先した行為をとるか、あるいはその両者の中間のような着地点を見出すのか、いずれにしろ根本的なジレンマの解決とならない場合が多いことは確かである。

5. ソーシャルワーク実践における功利主義的側面

ソーシャルワーク実践におけるカント的な倫理の枠組のなかでのソーシャルワーカーと利用者との一対一の関係にのみに焦点を当てることのもう一つの限界は、ソーシャルワーク実践の功利主義的側面にある。ソーシャルワーカーの多くは機関・組織によって雇用されており、法的あるいは業務上の規定の制約のなかでソーシャルワーク実践を行っている。そして、一般的には利用者の利益や善だけでなく、公共の福祉の推進を図っていくことが求められている。つまり、個人の福祉と、功利、社会的正義に関する原則との間の矛盾である。

たとえば、一人暮らしをしている88歳になるAさんが、この1ヶ月間に何度となく小火を起こしたり、日頃からAさん宅から悪臭が発せられていることで、近隣の人が民生委員と福祉事務所に通報し、苦情を訴えた。それを受けて民生委員と福祉事務所のソーシャルワーカーはAさんを訪問し、この半年間のAさんの生活ぶりについて、Aさんだけでなく、周囲の人からも事情を確認し、Aさんに養護老人ホームへの入所を勧めた。しかしAさんは頑としてホームへの入所を拒否した場合、ここでのソーシャルワーカーは、Aさん個人の尊重とAさんの自己決定権の尊重とともに、地域住民の安全と福祉の侵害に対しての統制的関与、地域全体の福祉の追求ということもまた、社会福祉事務所とそこ

で働くソーシャルワーカーの責務となる。この時には、カント的な枠組のなかだけで、誰の自己決定の権利が優先権をもつかを決定するのは困難である。ソーシャルワーカーは自分たちの行為の結果をしっかりと見据え、Aさんとその決定を尊重しつつも、Aさんへのどのような介入がAさんにとって最も負担が少なく、最も効果的であるかを推し量り、それと同時にどの行為が地域住民の多くに利益をもたらす、最も効果的に資源を用いることができるかを考えなければならない。この種の倫理的理論は「功利主義」と呼ばれてきた。

しかし、以上のように理念的に功利主義を説明することは比較的容易であるが、実践の上では具体的な行為や介入の間に多くの葛藤や矛盾が生じ、ソーシャルワーカーはジレンマをかかえることになる。利用者の利益・善と周囲（家族・近隣）の権利の保障と福祉を具体的にどのように調整して行けばいいのか。さらに、福祉の資源が極めて限られているなかで、どのようにその配分を行っていけばいいのか。様々な課題が残される。このジレンマの解決のために、定式化されたような方法はなく、両者のバランスを取りながら、状況に応じて具体的な行為、介入方法を決定していくしかない。そして、それと同時にそのような決定過程の原則を明確にし、その決定過程が安全であり、その結果としてどういう立場に立って、利用者の利益・善と、公共の福祉の追求がなされるかを明示していくことが、ソーシャルワーク実践の価値のジレンマに向き合う実践者の基本的態度であろう。

6. 構造的抑圧への自覚の高まりと革新的アプローチ

ソーシャルワーク実践へのシステム論の導入によって、個人としての利用者に対応したり、個人的な問題としてその利用者が抱えている問題を見ることから、利用者のおかれている環境との全体性のなかで問題や課題を捉えることへと、問題認識の枠組が大きくシフトしていった。システム論では利用者と環境との相互作用に焦点を当て、その実践理論を構築するが、結果として、社会や環境における構造的な不平等において、利用者が「犠牲を強いられていたのではないか」という意識が高まってきた。欧米では、障害を持つ人、女性、少数民族など、抑圧された状態の中での彼らの気付きから、自らの力を強化する行動や運動へとつながってきている。そして、Banksは1980年代のフェミニストや反人種差別運動によって生まれた抑圧に対する理

解の広がり、ソーシャルワーカーの価値のリストにその様式を見出しているとし¹⁾、具体的にイギリスにおける「ソーシャルワークの教育と訓練に関する中央委員会 (CCETSW)」が発表している、ソーシャルワークの価値を上げている (Table 4)。

ここでは、まず1.として、ソーシャルワーカーが関与する必要のある技能的領域に、利用者個人の価値と尊厳、秘密保持、そして選択 (自己決定) の権利など、カント主義の価値が示され、2.として、ソーシャルワーカーができればならない技能的領域に、構造的抑圧に対する意識化とそれらに対する行動の指針を示している。

わが国は欧米に比べて、構造的抑圧の意識の高まりが低いようであるが、社会的不平等や構造的抑圧への根本的な取り組みが、欧米のソーシャルワーク実践において、非常に重要な位置を占めていることが、CCETSWのリストから理解できる。このようなソーシャルワークの価値に基づいた実践は、積極的に法律、政策等に改善を求め、それらの実施へと推進していくことを求める、ソーシャルワークの革新的アプローチと呼ばれている。例えば、サービス利用者が不利なサービスを受けたり、不利益を被るような条件にある場合には、

それを苦情、不服として訴える権利を認めるだけでなく、その不利を具体的に訴える方法をプログラム化し、さらにそこに構造的問題があれば、政府や自治体に対してその変革を要求し、それを実施していくように働きかける具体的な道筋を立てることが必要である。

したがって、その人個人においてではなく、社会におけるその人個人の位置づけを明確にし、より大きな公平性に向けての活動を展開することとなる。その点では、基本的には功利主義の価値とは何ら変わらないが、構造的抑圧の認識とそれへの挑戦という点において、革新的アプローチは大きく功利主義の価値とは異なり、より革新的な分析とその接近方法が求められている。

7. まとめ

これまで、ソーシャルワークの基盤にある価値、倫理原則の哲学的な基礎について概観してきた。自己決定する理性的な人間として個人を尊重し、利用者との一対一の関係を重視する実践の価値 (カント主義) から、社会的統制と福祉資源の配分を調整する機能を持ち、利用者個人の利益・善と、公共の福祉のバランスを図る実践の価値 (功利主義)、そして構造的抑圧状態を変革して行くための反抑圧的实践アプローチにおける視点と価値 (革新的アプローチ) について素描してきた。これらの価値と倫理原則は、ソーシャルワーク実践のなかで、ソーシャルワーカーが日常的に意識しているとは言い難いが、ソーシャルワーカーが日常の体験のなかでジレンマを感じるものの背景には、これらの価値のジレンマが胚胎している。ここでは、ソーシャルワーク実践の価値についての一定の枠組を素描したが、今後はそれを私たちの具体的な実践活動のジレンマのなかから抽出し、そのジレンマを解決して行くための原則について探求していきたい。

社会福祉基礎構造改革のなかに示されたソーシャルワーク実践に関わる理念は、これまでに示したソーシャルワークの価値を踏まえ、積極的にわが国の福祉文化の創造を目指そうとしているものであると理解したい。しかし、これまで見てきたように、ソーシャルワーク実践における価値のジレンマは避けられず、実践現場においてのその悩みは深い。そして、それにどう向き合い、利用者と公共の福祉に貢献していけるのか、ソーシャルワーカーの責務はますます重くなる。それだけにソーシャルワーカーは価値ある専門職であると考えられる。

Table 4 ソーシャルワークの価値

<p>1. ソーシャルワーカーが関与する必要のある技能の領域</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個人の価値と尊厳 - 尊敬, プライバシー, 秘密保持への権利 - 地域社会のなかで具現化されている強さと技能 - 選択できるという個人や家族の権利 - 彼ら自身やその他の人への虐待, 搾取, 暴力への危機において彼らを守る権利 <p>2. ソーシャルワーカーができればならない技能の領域</p> <ul style="list-style-type: none"> - 構造的な抑圧, 人種, 階級と性差別の過程の相互関係についての自覚を高める - 貧困, 年齢, 障害といった理由における偏見や差別の影響を理解し, それに対して行動していく - 個人的かつ制度的な人種差別に対する自覚を表わし, そして反人種差別的実践を通してたたかう方法を表わす - 性差別の問題に関しての理解を高め, ソーシャルワーク実践における反性差別を提唱する - ニードを理解し, 非差別的, 反抑圧的である政策や実践を推進するように求める
--

出典: CCETSW Paper 30, 'Requirements and Regulations for the Diploma in Social Work' (1989)

註

- 1) 平成10年6月17日 中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会
- 2) Biestek, F 田代不二男、村越芳男 訳 ケースワークの原則 誠信書房 1965
- 3) Banks, S Ethics and Values in Social Work, Macmillan 1995, p. 25
- 4) 副田あけみ 社会福祉援助実践における価値と倫理 東京都立大学人文学報告No. 252 1996 p 5
- 5) Biestek, F 田代不二男、村越芳男 訳 ケースワークの原則 誠信書房 1965 pp 34-35
- 6) Banks, S Ethics and Values in Social Work, Macmillan 1995, P 27
- 7) Banks, S Ethics and Values in Social Work, Macmillan 1995, P. 28
- 8) Pincus, A and Minahan, A. Social Work Practice: Model and Method, Peacock 1973
- 9) Cheetham, Fuller, McIvor and Petch, Ebaluating Social Work Effectiveness, Open University Press, 1992, P 2-3
- 10) 副田あけみ 社会福祉援助実践における価値と倫理 東京都立大学人文学報告No. 252 1996 p 3
- 11) 副田あけみ 社会福祉援助実践における価値と倫理 東京都立大学人文学報告No. 252 1996 p. 31
- 12) 月間福祉 1998, 1月号 全国社会福祉協議会 pp. 20-21
- 13) Abramson, M. The Autonomy-Paternalism Dilemma in Social Work Practice, Social Casework, September 1985 p 390
- 14) Banks, S Ethics and Values in Social Work, Macmillan 1995, p 37-38